

現行の健康保険証の廃止

1. 健康保険証の廃止日

○マイナンバー法改正法の施行期日に関する政令が公布され、現行の健康保険証は、**2024年12月2日に廃止**されます。

- ・同日以降を交付日とする健康保険証の新規・再交付は行いません。
- ・同施行日前に発行された健康保険証は、同施行日から1年間有効。

○保険証廃止後は、医療機関等に「マイナ保険証（マイナンバーカードに保険証利用の登録を行ったもの）」を提示して受診いただくことが基本となります。

2. マイナンバーカードの取得、マイナ保険証の利用申込み

○「マイナンバーカード」をお持ちでない方、「マイナ保険証」の利用申込みが未了の方は、速やかに取得、申込みを完了してください。マイナンバーカードの取得と、マイナ保険証利用申込みの2つの手続きが必要です。

(1) 「マイナンバーカード」の取得方法

- ・オンライン(スマートフォン・パソコン)、郵送、証明用写真機から申請。
※別紙1および「マイナンバーカード総合サイト(地方公共団体情報システム機構)<https://www.kojinbango-card.go.jp/>」参照。

(2) 「マイナ保険証」利用の申込方法

- ・マイナ保険証の利用は、被保険者、被扶養者が各自手続きする必要があります。被扶養者の方にも手続きいただくようお願いください。
- ・マイナポータル、医療機関窓口の顔認証付きカードリーダー、セブン銀行ATM、市区町村の窓口で申込む。
- ・マイナンバーカード、カードリーダー機能を備えたスマートフォン等が必要。
※別紙2参照。

3. 参考 厚生労働省ホームページ等の情報

○マイナンバーカードの健康保険証利用について(Q&A)

- ・https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html

○マイナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関・薬局についてのお知らせ

- ・https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html

以上